

公募要領

「令和7年度 大規模災害発生時並びに突発事故発生時における緊急調査業務の実施に向けた対応」の公募について、次のように定める。

第1 目的

本公募は、地震その他の自然災害等の大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「大規模災害時」という。）並びに突発事故が発生した場合で、農地・農業用施設が被災し、被害拡大や二次災害の防止あるいは早期復旧のため緊急調査業務を行う必要が生じた場合に、迅速に請負契約を締結し、直ちに現地で観測機器の設置や計測等を開始できるようにすることを目的とし、予め緊急調査業務の実施が可能な者の名簿を作成するものである。

第2 応募資格

本公募に応募できる者は、次の1及び2の双方に適合する者とする。

1 契約候補者名簿登録希望者

- (1) 緊急調査業務に関する同種又は類似業務の調査の実績を有し、かつ、業務目的の達成に必要な組織及び人員を有している者。
- (2) 北陸農政局管内に本社、支店又は営業所を有し、災害発生時の緊急的な対応が可能であること。

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 北陸農政局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格で「測量・建設コンサルタント等」業務に係る測量、建設、地質のいずれかの競争参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、（3）の確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、北陸農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

- (5) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 北陸農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

第3 業務内容

大規模災害発生時並びに突発事故発生時に農地・農業用施設に係る災害が発生した際に、被災箇所の位置、範囲等の定量的把握や状態監視等により現地の状況を早急に把握し、被害の拡大あるいは2次災害防止等その後の適切な対応に資するための調査

を実施する。

具体的な業務内容は、災害の発生状況等の現場条件によって異なるが、主なものとして現場状況に応じて次の(1)～(6)の全部又は一部が想定される。

- (1) 地盤の移動量観測（伸縮計や孔内傾斜計等の設置・撤去、観測データのリアルタイム伝送・回収整理、保守等）及び、データの評価・考察。（業種区分：地質）
- (2) ダム、ため池、地下水位等の水位観測（水位計の設置・撤去、観測データのリアルタイム伝送・回収整理、保守等）及び、データの評価・考察。（業種区分：地質、建設）
- (3) 河川、開水路、管水路等の流量観測（流量計の設置・撤去、観測データのリアルタイム伝送・回収整理、保守等）及び、データの評価・考察。（業種区分：地質、建設、測量）
- (4) 降水量観測（雨量計の設置・撤去、観測データのリアルタイム伝送・回収整理、保守等）及び、データの評価・考察。（業種区分：地質、建設、測量）
- (5) 被災箇所の規模等の簡易測定（GPS測量器械等を活用した被災箇所の規模測定や経緯度特定等）及び、データの評価・考察。（業種区分：地質、建設、測量）
- (6) 動態監視又は施設全景監視（遠隔操作可能な監視（Web）カメラの設置・撤去、録画、保守等）及び、データの評価・考察。（業種区分：地質、建設、測量）

第4 書類の作成・提出

公募に参加する者は、以下の資料を作成・提出する。

- (1) 参加表明書（別紙様式1）
- (2) 技術資料（別紙様式2）
- (3) 提出場所
第8の「応募・照会等窓口」に電子メール又は郵送により提出すること。
- (4) 提出期限
令和7年4月10日（木）16時まで
- (5) 提出にあたっての留意事項
 - ① 受付時間等
（受付曜日）月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
（受付時間）9時～12時、13時～16時
 - ② 郵送等により提出する場合は、「(4) 提出期限」内に北陸農政局に到着したものまでを有効とする。
 - ③ 提出された書類は原則として、変更又は取消しを行うことはできない。
 - ④ 提出された書類は提出者に無断で本公募以外の目的に使用しない。
 - ⑤ 書類の作成及び提出に係る経費の支払いは行わない。
 - ⑥ 提出された書類は、返却しない。

第5 候補者の選定

- (1) 提出された技術資料の内容について、別途、契約候補者選定基準（別紙2、3）を定めて審査・選定を行い、選定された参加表明者について合計得点の高い者から順に契約候補者名簿（別紙4）に登録する。
ただし、この選定をもって契約締結の約束や配置予定技術者を拘束するものではない。
- (2) 選定に当たっては、以下の項目について審査する。
 - ① 同種又は類似業務における技術者の存在
 - ② 前年度までの過去10年間の同種又は類似業務の業務実績
 - ③ 当該年度を含む過去3年間の納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無
 - ④ 前年度までの過去3年間の管内での地域貢献活動への支援
 - ⑤ 配置可能な技術者

- ⑥資機材（観測機器等）の調達の確実性
- (3) 選定審査の結果については、技術資料を提出した参加表明者全員に通知する。
（別紙様式3）
なお、非選定を通知された者については、通知のあった日の翌日から7日以内
（休日等は除く）に、非選定の理由について説明を求めることができる。
- (4) 選定した者を 契約候補者として名簿に登録する有効期間は、選定結果通知の
日から令和8年3月31日までとする。

第6 緊急調査業務の契約手続

- (1) 緊急調査業務の必要が生じた場合には、契約候補者名簿から、以下の判断項目に
より5者を選定し、対応の可否、着手可能日時、配置予定技術者、資機材の調達
に係る情報、参考見積等の提供を依頼する。（別紙5、6、9）
- (2) 判断項目
- 1) 調査地と同一県内等に本社、支店又は営業所を有する者を優先する。
 - 2) 契約候補者名簿登録の順位（評点の高い順）を優先する。
 - 3) 提出された技術資料の内容（過去の実績、業務体制、資機材の調達の確実
性等）を現地の状況に応じて選定の参考とする。
 - 4) 同一県内で5者を確保できない場合には、近隣県に範囲を広げて5者を確
保する。
- (3) 選定した5者のうち、対応が可能とする者の提供情報について、緊急調査業務受
注者特定基準（別紙7、8）を定めて審査を行い、評価の最も高い1者を契約の
相手方として特定し、会計法第29条の3第4項を適用して随意契約を行う予定で
ある。
- (4) 最も評価の高い者が複数存在する場合は、このうち着手可能日時が最速の者とす
る。さらに着手可能日時が最速の者も複数存在する場合は、このうち競争参加資
格者名簿の資格点数が高い者とする。
- なお、契約時に指名停止を受けている者とは契約は行わない。

第7 その他

契約候補者名簿の有効期間中において提出済みの技術資料に変更が生じた場合は、
速やかに変更を届け出るものとする。

なお、届け出を受けた変更内容については、契約候補者の選定に関する評価の再審
査は行わないこととするが、候補者の選定の際に考慮する場合がある。

第8 応募・照会等窓口

- (1) 本公募に対する質問は、文書（様式自由）で電子メール又は郵送により「応募
・照会等窓口」に提出すること。文書には、窓口の宛先、質問者の所属、役職、
氏名、電話番号、メールアドレスを併記すること。
- 受付期間 令和7年3月26日（水）から4月10日（木）まで
なお、質問に対する回答は、北陸農政局のホームページに掲載する。
- 閲覧期間 令和7年3月27日（木）から4月10日（木）まで

(2) 応募・照会等窓口

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60
北陸農政局 農村振興部 防災課
災害査定官 田中 仁 （内線 3582）
災害対策室長 神林 徹 （内線 3569）
TEL 076-263-2161（代表）
E-mail hitoshi_tanaka340@maff.go.jp
toru_kambayashi560@maff.go.jp